

『訓民正音』表記における「各自並書」について

田村, 宏

<https://doi.org/10.15017/2332667>

出版情報 : 文學研究. 79, pp.79-96, 1982-03-30. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

『訓民正音』表記における 「各自並書」について

田 村 宏

0. はじめに

李朝初期の成立にかかる『訓民正音』（1446年刊）は、それまでみずからの言語を表記する方法をきわめて断片的・不完全にしか知らなかった朝鮮人に対して、まったく新しい独自の文字体系ハングル（「大いなる文字」の意）をはじめて提示したという歴史的・文化史的意義を有するだけにとどまらず、現在でもなお、朝鮮語を歴史的に研究しようとするものにとってつきせぬ興味の源泉であり、あらゆる面での考察の最初よりどころとしての重要性をもちつづけている。そして、そこにしるされた内容をめぐってさまざまな解釈がなされつづいままなお結着をみせていない問題もすくなくなく、また大方の意見が一致し、一応の定説にいたりながらもなお再検討の余地がのこされている問題も決して少数にはとどまらない。本稿ではそのような問題のひとつとして『訓民正音解例』合字解にいう「各自並書」をとりあげ、いくつかの角度から検討をくわえたのちに、それらに対するひとつの解釈をこころみる。なお、この問題の一部についてすでに筆者は他の場所（田村 1981）で論じたことがあるが、前稿はごく簡単な覚え書程度のものであったから、ここではそれを補足する意味もふくめてやや詳細に論じてみたい。

「各自並書」の使用は『訓民正音』公刊後二十年ほどのうちに廃止されることになったので、本稿で取扱う資料は当然その廃止以前の二十年間にあらわれたものにかぎられる。以下にそれらの資料を列挙しておく。排列はほぼ刊行年

代順であり、〔 〕内に以下本稿で使用する略号をしるす。

龍飛御天歌	〔龍〕
月印千江之曲	〔曲〕
釈譜詳節	〔釈〕
訓民正音諺解	〔訓諺〕
月印釈譜	〔月〕
楞嚴經諺解	〔楞〕
法華經諺解	〔法〕
金剛經諺解	〔金〕

資料からの引用に付された数字は巻一丁を、 a・b はそれぞれ表・裏を示す。ただし〔龍〕および〔曲〕に付された数字は歌章を示す。また本稿で使用するハンゲルのローマ字転写法はほぼ河野(1955: 367)のそれにしたがう。

1. 『訓民正音』における「各自並書」の性格

1.1. 一般に『解例本・訓民正音』とよばれる木版本は『訓民正音』本文と『訓民正音解例』(以下『解例』と略称する)の表題をもつ部分および鄭麟趾筆の跋の三部からなりたっており、量的には『解例』の部分がかつとも長い。『解例』は新しく制定された文字ハンゲルの製作原理やその実際の使用法の説明を内容とするが、そのなかに「各自並書」の名でよばれる表記法が登場している。これは同一の文字を横にふたつならべることによって別の文字単位とするものである。こうしてできあがった「各自並書」には gg, dd, bb, jj, ss, hh,¹⁾の七種がみとめられる²⁾。このうち最後のものをのぞく六種は主に漢字音——東国正韻式漢字音の全濁——の表記にもちいれられた。一方、漢字音表記以外

1) これ以外にみかけのうえでは nn もあらわれる。

e.g. surnneni <傷つけるのである> (楞2-9b)

dannnira <付くのである> (訓諺15a)

しかしこれは文字どおりの重子音であって、いま問題にしている「各自並書」とはおのずから性質を異にするものであること明らかである。

の朝鮮固有語においてそれらがあらわれる環境は形態論的にきわめて限定されている。それはほとんどの場合未来連体形語尾 -r にづく位置においてである。

- e.g. sumur ggumgi <<隠れるべき穴が>> (月 2-51a)
 durdda he'ya <<持つべきであると言って>> (月 2-64a)
 転 ti modhor bbaini <<転じえない所であるので>> (法 3-131b)
 da'edi modher jyjyenceira <<尽きえないためである>> (法 6-107b)
 'ani muirsssei <<動かないので>> (龍 2)

もっとも、この環境でかならず「各自並書」がもちいられるわけではなく、これとならんで -rpC の表記が同一の文献内でも並存しており、数のうえではこちらの方が多いとおもわれるが、いずれにしても同一の音声的事実を写したものであることに疑問の余地はない。

- e.g. 'anjorɔ ɡəsi <<坐るべきものに>> (曲183)
 de'oisirɔder <<なられるであろうことを>> (曲 5)

また jj は謙譲をあらわす接辞 /zeβ/ の異形態である jeβ~jeb が先行する動詞の語幹末子音 (-j, -c) を同化させたかたちで多くあらわれる。

- e.g. majjeβi'yəi /maj+zeβ-/ <<お迎え申しあげること>> (龍95)
 'anjjeβesini /'anj+zeβ-/ <<お坐り申しあげられる>> (曲46)
 jojjeβeni /joc+zeβ-/ <<お随い申しあげることが>> (曲14)

以上のものはほとんどの場合語頭にあらわれることがなく、みかけ上語頭にあるものも実際にはひとつのフレーズ²⁾内の頭位でない位置にあらわれる「各自並書」である。しかもそのあらわれる環境が形態論的にかなり厳密に条件づけられるものであることは、うえに略述した点からもうかがわれるとおりであ

2) ここでフレーズとよんでいるのは、単語よりも大きな単位であり、統辞的・意味的にたがいに密接な関係にたつひとまとまりの語群を仮にこうよんでいる。はなはだ曖昧な概念ではあるが、のちの議論で、こういった概念が問題の本質にとってあまり関与的ではないことが明らかになるであろうから、暫定的にこの用語をつかっておいても支障ないものとおもわれる。

る。

1.2. それに対して、ss および hh は語頭にもたちうる「各自並書」である。この点を明示したのが『解例』合字解のつぎの記述である（括弧内は声点）。

各自並書 如諺語 hyə (去) 為舌而 hhyə (去) 為引 goi'yə (平・去) 為我愛人而 goi'yə (平・去) 為人愛我 soda (平・去) 為覆物而 ssoda (平・去) 為射之之類

goi'yə および goi'yə についてはのちにくわしく取扱うことにしていま考慮の外におくが、ここで『解例』が明言していることは ss および hh が語頭にもたちうること³⁾、そしてその当然の結果として、s : ss, h : hh の対立によってのみ意味の区別がなされる場合がありうるという事実である。と同時にここで注意しておかねばならないのは、『解例』において「各自並書」に言及している——すくなくとも固有語に関して——箇所は上記引用部分をおいて他にないという事実である。すなわち gg, dd, bb, jj の実際の用例について、漢字音の全濁表記として以外に『解例』はなにも語っていないのである。とすれば当然つぎのような疑問が生じてくる。なるほど gg, dd 等は上述のように一定の形態論的条件下に語中ないしはフレーズのなかほどにあらわれるけれども、語頭の位置で g, d 等と対立してあらわれることは実際になかったのであろうか。この点に関して、初期ハングル文献の範囲内では、すくなくとも表記上はそのとおりであるといえる。しかしながら、「各自並書」によってあらわされる音声的実体が何であったのかを考えると問題はそれほど単純ではなくなってくる。

1.3. 『解例』合字解には「各自並書」のほかに「合用並書」の名でよばれる表記がある。これは異種のふたつ（以上）の文字を組み合わせることによって

3) 文献によって確認されるかぎりでは、語頭に hh がたつ単語はここにあげられた hhyə-《引く》ひとつだけであり、ss を語頭に有する単語も sso-《射る》以外に sse-《値する》, ssah-《積む》, ssaho-《争う》, ssur-《書く》等の少数にとどまる。つまり、語頭の「各自並書」表記に対応する音韻論的実体が有する機能負担量はきわめて小さなものであるにすぎない。この事実のはのちの議論にとって無視しえない意味をもっているようにおもわれる。

別の文字単位とするものである。そしてこの「合用並書」のひとつに、sg, sd, sb などのような組合せの第一要素としてsをもちいるグループがあり、これを一般に「S系合用並書」とよぶ。ところで、この「S系合用並書」は語頭にたつことを原則とし、語中ないしフレーズのなかほどにあらわれるのは一定の条件下においてのみであるとみなせる⁴⁾。そして、この「S系合用並書」の表記に対応する実際の音価は、いくつかの理由から「各自並書」のそれと等しく、ともにいわれる「濃音」（喉頭化子音）であつたろうということで大方の見解は一致している（李基文 1963 : 85ff 参照）。筆者もこの見解に異をとらえるものではない。とすれば、語頭における g, d, b 等の「平音」（非帯気非喉頭化子音）に対立するものとして、たとえ表記上「各自並書」はあらわれないとしても、その表記に対応する音声的実体——すなわち「濃音」——と同一のものが「S系合用並書」の表記のもとにあらわれていることになる。つまり概略的にいって、濃音を表記する際、語頭では「S系合用並書」、語頭以外の位置では「各自並書」という書きわけが原則的におこなわれていたようにおもわれる。

1.4. しかしながら、事実をもうすこしつぶさに検討してみると、以上のような書きわけの根底にはより根本的な原則が存在していることが明らかとなる。ここではくわしい論証は一切はぶくけれども、「S系合用並書」はそのあらわれる環境とは無関係に当該音が濃音であることを示すというのがその本来の文字機能であつた。実はそのような性格の濃音があらわれる代表的な環境が語頭なのである。いいかえれば lexicon において明示する必要のある濃音を表記したものが「S系合用並書」ということになる。

それに対して「各自並書」の方は、うえに略述したような一定の形態論的環境においてのみあらわれる。その「各自並書」表記によって示される濃音は他の環境においては平音であらわれるものであるから、そのかぎりにおいて濃音

4) その代表的な場合が属格構造における「S系合用並書」のあらわれである。また一形態素内でも一定の音節構造においてあらわれる場合がある。ただし以上のような場合に義務的に「S系合用並書」がもちいられるわけではなく、表記上のいくつかの可能性のひとつであるにすぎない。

と平音との対立が生じていることになる。しかしその対立は意味の弁別になんら関与するものではない。そのような性格の濃音があらわれる位置は朝鮮語を知っているものならばだれでも確実に予測できるはずである。そしてその位置にあらわれる濃音を表記したものが「各自並書」にほかならない。つまり lexicon において表示されていず、のちの音韻規則（濃音化規則）の適用の結果はじめて生ずる濃音を表記したものが「各自並書」であるということになる。この意味では、「各自並書」による濃音表記は朝鮮語を解するものにとっては redundant な表記であったといえよう。ことさら濃音であることを表示しなくとも——たとえ平音で表示されていたとしても——当然のごとく濃音で発音されたにちがいないという意味において。このような事情は実際の発音にかなり密着した表記原理をとる『訓民正音』表記の場合、ことの是非は別にして、不可避免的に生ずる結果であったとおもわれる。そしてそれは、ひとり朝鮮語にかぎらず、世界中のほとんどすべての言語が独自の表記法を確立させる初期の段階において、多かれ少なかれ経験するにちがいない表記上の redundancy の一例をなすものであろう。

1.5. このようにして、「S系合用並書」と「各自並書」の書きわけの根底にあるものは、当該濃音が lexicon のなかで表示されているか否かのちがいによるものであることはほぼうたがいのないところである。そこで以上のことをふまえたうえで、もう一度さきにかかげた『解例』合字解からの引用部分を検討してみよう。問題の所在はつぎの二点にある。

- (i) hhyə- ≪引く≫, sso- ≪射る≫にあらわれる濃音は lexicon において表示されていなければならないものであるのに、なぜ「各自並書」をもちいたのか。
- (ii) ” をのぞく六種の「各自並書」のうち、hh, ss だけをとりあげて他を無視しているのはいかなる理由によるのか。

この二点はたがいに密接な関係をもつものであり、むしろ同一の問題の表裏の関係にたつものというべきかもしれないが、便宜上ふたつにわけて考えること

にする。

1.5.1. まず (i) については ss をさきにとりあげよう。これはなるほど『解例』の分類では「各自並書」とされているものの、見方をかえれば「S系合用並書」のひとつともみなしうる表記であることは容易に気づくであろう。この見方はきわめて単純ではあるが、あるいはそれだけに意外に真実にちかいのではあるまいか。もしそうであるとすれば、(i) の ss については何の問題もなくなるのであるから。

そもそも『訓民正音』に示された新たな文字体系をつくりあげるうえで、その理論的基盤となったのは中国音韻学とそれにもとづく朝鮮漢字音の観察・整理であった。中国音韻学に伝統的な音節の二分法(声母および韻母)を一步すすめて、初声・中声・終声の三分法を採用するといった朝鮮独自の理論的展開はみせつつも、『訓民正音』表記には伝統的な中国音韻学の影響が色濃く反映している。そのような影響の筆頭にあげるべきものが、当時の朝鮮語の実際の漢字音とは相当遊離した東国正韻式漢字音表記であり、なかんずく「各自並書」による「全濁」表記であった。「全濁」の意味するところが、文字どおりの濁音(有声音)であったにせよ、固有語の音韻体系における濃音であったにせよ、現実の朝鮮漢字音の音韻体系とは無縁のものであったにちがいない。しかしながら、いかに現実とは遊離したものであっても、ひとたび『解例』制字解のなかで同一文字の二重表記を文字単位として規定した以上、その原則を最後までつらぬきとおすことはむしろ当然である。ましてや『訓民正音』が新たな文字体系の創設を高らかに宣言することを目的とする文書であったからには、首尾一貫した原則の透徹を至上目標としたであろうことは想像にかたくない。とすれば『訓民正音』制定者たちが、全濁表記のために一旦さだめた同一文字二重表記 ss を、『解例』合字解のなかで固有語表記の説明のためにふたたびとりあげた際に、「S系合用並書」としてではなく「各自並書」として分類したことは、一貫した原則をつらぬくための当然の要請であつたらう。たとえ理論的には「S系合用並書」に分類することが正当であつたとしても、途中でむやみに原

則を変更することは新たな文字体系を提示するうえで無用の混乱をまねく危惧があったにちがいない。

以上のような理由から、筆者は『解例』合字解にあらわれる ss は、内容的にみて「S系合用並書」のひとつと解釈することが妥当であり、『解例』合字解がそれを「各自並書」に分類したのは、内容よりも各目上の原則を優先させた結果にほかならないとみる。そのように解釈することによって、(i) にかかげた問題はおのずと解決するのである。くわえて、脚注3)で指摘したように「S系合用並書」のあらわれとみなすべき ss はさしたる使用頻度を有せず、その点でも表記上の原則をつらぬきとおすうえでほとんど障害とはならなかったと想像される。

1.5.2. つぎに hh についてはどうであろうか。ここでまず注目すべきことは、hh の表記が hhyə-《引く》およびそれをふくむ複合語 (e.g. du'uuihhyə-《ひっくりかえす》, sbahhyə-《ひき抜く》) においてしか見出されないという事実である⁵⁾。この単語はいうまでもなく lexicon のなかで濃音の指定をあたえておかなければならないものであり、「S系合用並書」が期待される場所であるが⁶⁾、実際にはこの場合以外に濃音の h があらわれないとすれば、ことさら別の表記法をもちだすまでもなく、すでに全濁表記として規定した「各自並書」を固有語の濃音表示にそのまま流用すれば十分だったのであろう。それはきわめて現実的な解決策であったとおもわれる。

同時に、hh があらわれる唯一の例である hhyə-について注意すべき点があるひとつある。それは初期ハンゲル文献にこれが hyə-という語頭平音表記であられる場合があることである。

-
- 5) 「各自並書」があらわれる典型的な環境、すなわち未来連体形語尾-rのあとにhではじまる単語がつづく場合、いかなる表記であられるか大いに興味をそそられるところであるが、残念ながら現在までの筆者の調査ではそのような場合を見出しえていない。
- 6) 興味ぶかいことに、17世紀の文献には hhyə-の語頭濃音に対して「S系合用並書」をもちいた表記 sh が実際にあらわれている (李基文1972a: 193f)。しかし当面のわれわれの関心である15世紀にはそのような表記はまったくみられない。

『訓民正音』表記における「各自並書」について (田村)

- e.g. 引 'en hyərssini ≪「引」は引くということであるから≫ (楞 1-5a)
…homər hyənənda ≪…ということを引きのである≫ (楞 2-10a)
nir'on hyəgo ≪いわゆる引いて≫ (法 4-93b)

これをもって、15世紀においてはすでに h と hh との音韻論的対立がうしなわれていたとする解釈 (許 1965 : 420f, 李鉉奎 1980 : 150, 李崇寧 1981 : 15) が成立することは一応もつともであるといわざるをえまい。しかし他方において、脚注6)で述べたように17世紀に shyə- の表記があらわれていることをもって、17世紀においてさえいまだ h の濃音が存在していた証拠とみなす (李基文 1972a : 125) こともできよう。事実はどうだったのであろうか。

さきに引用した『解例』合字解において、hhyə- ≪引く≫の minimal pair として例示されているのは hyə ≪舌≫であったが、実は初期ハンゲル文献に見出せる語のうち、hhyə- の minimal pair としてもっと適切なものがある。それは hyə ≪(火を)つける≫である。ともに動詞という統辞論的な面からも、表面形にあらわれる声調の交替の面でもこの両者はまったく一致し、ただ語頭の hh : h の対立によってのみ成立する申し分のない minimal pair であるように見える。にもかかわらず『解例』はなぜ≪舌≫をえらんだのであろうか。ここでもうひとつの事実をあげておこう。それは hyə ≪(火を)つける≫が初期ハンゲル文献の範囲においてさえ hhyə- という語頭に「各自並書」をもちいた表記であられる場合が少数ながら見出せるという事実である。

- e.g. 蘇油燈 'ur hhyəvei ≪蘇油燈をつけるが≫ (月 10-119a)
燈 hhyə ≪燈をつけて≫ (法 3-58a)

これはさきの hhyə- ≪引く≫の場合とは完全に裏がえしの関係にある。くわえて、17世紀後半以降の文献では hhyə- ≪引く≫も hyə- ≪つける≫もともに kyə- に変化していることなどを考えあわせると、この両者が実際の発音のうえで明確な対立を示していたとは考えにくい。にもかかわらず、『訓民正音』公刊直後に成立した『龍飛御天歌』『月印千江之曲』等の資料で両者が表記上混

乱なく区別されていること⁷⁾ からみて、両者のみかけ上の対立は音韻論的なものではなく、表記上の規範意識、ひらたくいえば「仮名遣」のちがいにともづくものではあるまいかというひとつの想定がなりたつであろう。

だからといって、ただちに h と hh とのあいだに音韻論的な対立がなかったとするのは早計である。というのも、『解例』合字解にとりあげられた hyə<<舌>>は現代語にいたるまで hyə であって、いかなる音変化もみせていないからである。つまり、17世紀以降 kyə- に変化したふたつの動詞と hyə のまま変化しなかったこの語とを対比させるならば、両者のあいだには15世紀においてすでに何らかの音声の対立が存在していたとみなすのが常道だからである。『解例』合字解が hhyə- の minimal pair の相手として hyə- <<つける>>ではなく hyə <<舌>>をえらんだ背景には以上に述べたような事情があったに相違ない。ただ、なにぶんにも h と hh とのあいだには上述の諸事実からうかがわれる、はなはだ錯綜した状況が介在していて、その十分な説明は今後にまたなければならぬが、h と hh のあいだに基本的には音韻論的対立が存在していたとみとめられる一方で、同時にそれらが音韻論的対立にもとづかない語の区別にも利用されていたらしいという筆者なりの解釈をここに提示しておきたい。

1.5.3. つぎに、さきにかかげた問題点の (ii)、すなわち『解例』合字解が六種の「各自並書」のうち hh, ss だけをとりにあげたのはなぜか、の検討にうつろう。もっとも、これはすでに以上に述べた考察のうちにはほとんどの解答が用意されている問題である。

hh, ss 以外の gg, dd, bb, jj は一定の形態論的条件のもとで音韻規則の適用後に生ずる濃音を表記したものであり、lexicon における表示ではない。一方『解例』のなかで示されている表記例はすべて単語レベルのものである。となれば gg 以下の「各自並書」が単語レベルの表記例のなかに登場しえないも

7) 筆者の調査によれば、『龍飛御天歌』『月印千江之曲(上)』の二書で、複合語をふくめても hhyə- が5例、hyə- が1例見出せるにすぎないが、両者のあいだに表記上の混乱はない。

のであることは自明の理であろう。ところが hh および ss は、かたちのうえでは同一字並用という「各自並書」でありながら、内容的には「S系合用並書」と等しいもちいかたをする場合がある。そのことを十分よく認識していた『訓民正音』制定者たちは、「各自並書」本来のもちいかたと異なる例外的な文字用法を、いわば注記するかたちでここにとりあげたのではあるまいか。このような想定自体は以上に述べてきたことから当然みちびきだされるものであって、こと新しくとりたてるまでもないことではあるが、つぎに考察する”が、この例外的な文字用法の注記という文脈のなかでとりあげられていることに対し、われわれは十分な注意をはらっておく必要がある。

2. 喉音不清不濁字の「各自並書」

さきほど来述べてきた『解例』合字解の「各自並書」に関する記述のうち、goi'yə (「我愛人」) と goi"yə (「人愛我」) についてはこれまでまったく除外して考察をつづけてきたが、いよいよこの問題について考える段となった。

2.1. goi'yə と goi"yə とは、漢文で記された注釈からも明らかなように、それぞれ能動形と受動形をあらわすものである。そして能動形と受動形との対立を示す指標はこの場合 ' と " との対立以外にはない。ところで、この ' は『訓民正音』表記体系のなかで喉音系列の不清不濁字として位置づけられているものであり、『解例』終声解において「声淡而虚」と説明されている。その実際の用例をみると、ひとつは母音ではじまる音節の頭位におかれる場合であり、これは固有語だと漢字音だとを問わずかならずもちいられる。もうひとつは母音でおわる音節（開音節）の末尾におかれる場合で、こちらは固有語表記ではもちいないが、東国正韻式漢字音ではかならずもちいられる。このような用法をみるならば、音韻論的にどう解釈するかは別として、この ' が音声的実体としてはゼロであることに容易に気づくであろう。それは「声淡而虚」という『解例』の説明とも照応するものである。にもかかわらず母音の前後に ' をおくことにしたのは、一音節を初声・中声・終声の三者によって構成する原則

的な枠組に合致させるための便宜であったと考えられる。’の表記に対応する音声の実体が以上のようにゼロであるとすれば、さきほどの’と”との対立は文字どおりにとるかぎり、ゼロとゼロをふたつかさねたものとの対立という実に奇妙な結果となる。すでに出発点からして、’と”との対立は音声の実体とはおそらく無縁な、単なる表記上の約束ごと、ないしはより抽象的なレベルでの対立を示すものではなかろうかと予想させるに十分である。それはともかく、まずは初期ハングル文献における能動形と受動形の関係、およびその表記に際しての’と”との関係について概観しておこう。

2.2. 受動形が能動形に対して統辞論的に marked であり、形態論的にもやはり marked であることは、おそらくあらゆる言語にとって共通の普遍的現象であるにちがいない。朝鮮語もその例外ではなく、受動語幹は能動語幹に接尾辞をくわえることによって派生される。その際につけくわえられる受動形派生接尾辞は表面形で数種類がみとめられるが、母音でおわる能動語幹には接尾辞 -i をつけくわえることで受動語幹が派生される。

e. g. na- <生む>: nai- <生まれる>

bo- <見る>: boi- <見られる>

うえのふたつの受動語幹にあらわれる母音は二重母音であり、音韻論的には /nay-, boy-/ のように解釈されるものであって、表記上語幹内部に’があらわれることはない。これに対して、おなじ母音語幹でも能動語幹が i (下向二重母音をふくむ) でおわる動詞の場合、やはり接尾辞 -i がつけくわえられる点にかわりはないが、表記上うえの場合とはちがいが生ずる。

e. g. beri- <捨てる>: beri'i- <捨てられる>

mei- <結ぶ>: mei'i- <結ばれる>

このように受動形派生接尾辞 -i の前に’がおかれることを特徴とする。この場合の受動語幹たとえば beri'i- は、実際の発音では語幹末が berī のような長母音で実現した可能性があるにせよ、表記上はあくまで3音節である。この点で i 以外の母音語幹が派生接尾辞 -i を語幹末音節内にとりこんで二重母音化

する、すなわち受動語幹でも音節数をふやさないと対照的である。こうして形成された受動語幹に子音ではじまる語尾がつづく場合、語幹部には表記上いかなる変化もあらわれない。

e. g. beri'i-go <捨てられて>

mei'i-myə <結ばれつつ>

一方、おなじ受動語幹に母音ではじまる語尾がつづく場合には語幹部に表記上の変化が生ずる。その際にあらわれるのが ” である。

e. g. beri"yə <捨てられ (連用形)>

mei"yon <結ばれた (第四語基連体形)>

ここで ” の直後に y があらわれているのは語幹末 i の母音に先行する位置での自動的交替である。こうしてみると ” があらわれるのは他の「各自並書」とは比較にならぬほど限定された、きわめてせまい形態論的領域においてであることが明らかとなるであろう。

2.3. 以上の事実をふまえたうえで、『解例』合字解にあらわれる goi'yə および goi"yə の場合を検討してみよう。まずこれらの動詞の語幹はそれぞれ goi- (能動形<愛する>) および goi'i- (受動形<愛される>) である。そしてここにかかけられたかたちは連用形であるから、それぞれの語幹に連用形語尾-ə をつけくわえればよい。

goi+ə→goi'yə (能動形)

goi'i+ə→goi"yə (受動形)

こうして生じた能動形と受動形のそれぞれ連用形は、表記上ただ'と”との対立によってのみ区別されているわけであるが、その対立の実体は何であろうか。この点に関して従来おこなわれてきた解釈は、i, y に tense/lax の対立をみとめたうえで”が tense の i, y をあらわしたとするもの (許 1965: 337) や、同様に”がそこに生じた多少長めの強いせばめをあらわしたとするもの (李基文1972b: 27) など、いずれも表記の相違に対応した音声的ながいを強調する立場をとっているようである。しかしながら、受動形 goi"yə の第1音節と

第2音節の境界付近に‘tenseness’なり「多少長めの強いせばめ」なりが生じていたとすれば、そのことはこの語形の声調が第1音節平声 (low), 第2音節去声 (high) であって、能動形とまったく同一であるという事実にそぐわないのではあるまいか。その場合、第1音節に上声 (rising) を期待することが自然であろうから。

筆者の音韻論的解釈によれば、*goi'yə* と *goi"yə* とはそれぞれ /goy+ə/, /goyi+ə/ と分析されるが、前者の音声的実現において *y* と *ə* のあいだに、いわば自動的にもうひとつ *y* が挿入されたであろうことはその表記が示すとおりである [goy-y-ə]。一方、後者の音声的実現においては語幹末 *i* が母音に先行する位置でわたり音化し、やはり [goyyə] で実現したとみなすのが自然なようにおもわれる。とすればこの両者は、音声的なレベルでは区別がなかったことになる。はたしてこの想定は妥当であろうか。つぎに別の角度からこれを検証してみよう。

2.4. 本稿の最初でふれたように、「各自並書」は『訓民正音』公刊後まもなく廃止されることとなった。その際七種の「各自並書」がまったく同時につかわれなくなったということではなく、文字によって存廃の時期には多少の出入りがあったようである。そして最初につかわれなくなった「各自並書」がおそらく”であろう。『楞嚴經諺解』『法華經諺解』『金剛經諺解』は仏教經典の朝鮮語訳という性格からも、刊行時期がほぼ同一(1462~1464年)であるという点からも、かなり同質性の高い文献といえようが、この三書のうち”があらわれるのは『楞嚴經諺解』だけである。他の二書においては表記上’ と ”とが区別されず、すべて’ で統一されている。したがって場合によっては能動形か受動形か判別できないという事態が生じうる。もちろん’ と ”との書きわけがなくても、子音ではじまる語尾がつづく場合には両者の判別は容易にできる。たとえばつぎの例では、受動語幹であることは明白である。

諸法 'əi me'i'di 'anihersəi 「不縛於諸法」《諸法に縛られないので》

(法 2-141b)

一方、母音ではじまる語尾がつづく場合には両者の判別は、すくなくとも形態論的には不可能である。

mei'yon gusuruur boindai 「示以所繫珠」≪つないだ／つながれた珠を見せると≫ (法 4-44a)

'i 妄心 'urbwŭtə 無量業 mei'yomer moihoa 「由此妄心積集無量業結」
≪この妄心から無量業を縛る／に縛られることを集めて≫ (金 83a)

うえのふたつの例はともに下線部を能動形ととるべきか受動形ととるべきか決め手がない。第一の例は原文の「所繫」に対応する箇所であるから、そのかぎりでは受動形とみなせるかもしれない。第二の例も文意から常識的にみて受動形とみなすべきであろうが、これらの理由はいわば言語外的な事実にもとづくものであって、朝鮮語そのものの言語構造とは無縁のものである。

以上の二例からもうかがえるように、「各自並書」の廃止によってひきおこされる曖昧性の増大は決して無視しえないものがあつたはずである。”以外の「各自並書」は、語頭の ss, hh をのぞいて、もともと redundant な表記であつたのだから、それが廃止されたところで朝鮮語を解する人にとってはほとんどなんらの影響もなかつたであろうが、この”の場合には事情がまったく異なる。というのも、たとえば goi'yə が実際にどう発音されていたにせよ、「各自並書」廃止後にそれが goi'yə と表記された時点で、なおかつ受動形として発音するためには、当該語幹が受動語幹であることを予測不可能な事実として知っていなければならないからである。それは他の「各自並書」表記、たとえば sumur ggumgi が、その廃止後に sumur gumgi と表記されたところで、r のあとの g が濃音化するという現象が予測可能であり、朝鮮語を知っているものならばだれでも、そこを濃音で発音して事実上「各自並書」廃止以前の表記を再現できたのとまったく対照的である。にもかかわらず”が廃止されたのはなぜか。’と”との表記上の対立が音声的実体をなんら有せず、事実上等しく発音されていたからといえはひとつの解答にはなるであろう。ただしそれだけでは十分ではない。「各自並書」の廃止によって影響を蒙つたのはひとり”だ

けではなく、lexicon において表示されるべき ss および hh も同様だったはずだからである。ところが興味ぶかいことに、ss の表記がもちいられなかったのはわずかのあいだだけで、16世紀初頭にはもう復活している。hh の復活にはもうすこの時間を要し、しかも hh ではなく sh の表記ではあったが、やはり17世紀に至って復活している（李基文 1972b : 49f および本稿脚注6）参照）。これらの復活が可能だったのは、いずれもその「各自並書」表記にふさわしい音声の実体がともなっていたからこそであり、もとの表記が復活するに十分な条件、復活せざるをえない必然性をみずからのうちにそなえていたためであると考えられる。それに対して、” はひとたび廃止されるやついに復活することがなかった。なによりも ” がそれに対応する音声の実体としての裏づけを欠いていたことにその最大の原因がもとめられるのではあるまいか。

2.5. 以上に述べた理由から、筆者は’ と ” にみられる表記上の対立は音声的には存在しなかったと結論づける。そしてこの対立の実体は、より抽象的なレベルでの相違、すなわち語幹の基底形の相違——能動語幹であるか受動語幹であるか——を表示するものとみる。それは単なる表記上の約束ごと、「仮名遣」に類するものと言いかえてもおなじことである。無論 ” が受動語幹を表示する指標に相当するわけであるが、いまそのような目であらためて初期ハンゲル文献をながめてみると、たしかにそれらしき符節のいくつかに気づく。

帝釈 *sondei mei'inenira* 《帝釈によって結ばれるのである》（釈 13-9b）

使 *nen hei"yø henon marira* 《「使」は「させて」という言葉である》

（訓諺 3a）

第一の例は能動語幹 *mei-* から派生された受動語幹 *mei'i-* の用例のひとつであるが、この場合受動語幹は *-ne* という子音ではじまる語尾につづくのであるから、表記上語幹に変化はあらわれなければならないはずである。すなわち *mei'inenira* のはずである。ところがここに ” の表記があらわれている。これが単純な誤記でないとするれば、当該語幹が受動語幹であるため——それは *-sondei* 《…によって》という助詞の使用によっても明らかである——その指標たる ” を不用意に

表記してしまった結果とみなせるであろう。第二の例は能動語幹 he- 《する》から派生された使役語幹 hei- 《させる》の用例である。受動語幹でない点多少の問題はあるけれども、朝鮮語では受動形と使役形の区別ははなはだ曖昧で、形態論的には区別のつかないことが多い。この場合も意味的には明らかに使役形であるが、受動形に準じて考えても支障ないものとおもわれる。ところで、この用例における hei"yə は連用形に相当するものであるが、使役語幹 hei-の連用形は実際には hei'yə のはずである。ここに不必要な " の表記があらわれているのは第一の例と同様、当該語幹が使役語幹であるためにちがいない。

2.6. 『訓民正音』の表記体系は徹底した音素論的原理のうえになりたっている。それは終声(音節末子音)の表記法などに典型的にみられるものであるが、本稿で取扱った範囲でも、一定の条件下にあらわれる濃音を「各自並書」で表記したことなどは、その表記体系が音素論的原理を背景としたものであることを知れば、なるほど合点がゆく。ところが、うえにみたように ' と " との表記は音声上の対立、いわんや音素レベルでの対立にもとづくものではなく、もっと抽象的なレベルでの対立に由来すると考えられるのであるから、この表記が『訓民正音』全体をつらぬく表記原理と相容れない性質のものであることは明らかであろう。前節のおわりで述べたように、この表記が文字の例外的用法の注記という文脈のなかにあらわれているのは、これが『訓民正音』表記体系の基調にそぐわない異質なものであることを、文字制定者たちが十分に認識していたことを示すものである。にもかかわらず、これをあえて表記法のひとつとして採用したことのうちに、彼らの文字に対する、あるいは言語そのものに対するすぐれた見識をみてとることができると言ってはあまりに独断にすぎるであろうか(田村 1981: 18f 参照)。

以上の考察で問題のすべてが解決したわけでは無論ない。のこされた問題点は数多いが、なかんずく、おそらくはもっとも素朴にしてかつ重大な疑問がのこされている。それは、能動形と受動形の発音がおなじであったとすれば、言語使用者は両者をどのように認識しわけたのかという疑問である。一般に能動

形と受動形とは概念上の厳密な区別に対応する形態上の区別をとまってもちいられると考えられるからである。この疑問に対して筆者は読者を十分に納得させるにたる解答を用意してあるわけではない。ただ、一方では統辞的な手段によってその不都合がある程度までカバーできたであろうことは十分に予想される。また他方において、能動形と受動形が等しく発音される場合というのは、本節の最初で述べたように、能動語幹として語幹末母音 *i* を有するものが母音ではじまる語尾につづくときにかぎられているわけであるし、さらに語幹末に *i* を有する動詞の数はさほど多くなく、しかもそのすべてが受動語幹を派生させるわけのものでもない。要するに、能動形と受動形とが等しく発音される局面とは動詞活用全体のスケールでみると、現実にはごくわずかなものであるにすぎないのである。それは一般にすべての自然言語がそなえている曖昧性の許容度のなかに十分吸収されうる程度のものであったのではあるまいか。

引 用 文 献

- 許 雄 1965 「改稿新版・国語音韻学」 正音社 ソウル
 李 鉉奎 1980 「訓民正音字素体系 *ui* (の) 修正」 韓国語文学会編『朝鮮前期 *ui* (の) 言語 *wa* (と) 文学』 pp. 139-168 螢雪出版社 ソウル
 李 基文 1963 「国語表記法 *ui* (の) 歴史的研究」 韓国研究院 ソウル
 ——— 1972 a 「改訂・国語史概説」 民衆書館 ソウル
 ——— 1972 b 「国語音韻史研究」 韓国文化研究所 ソウル
 李 崇寧 1981 「改訂増補版・中世国語文法」 乙酉文化社 ソウル
 河野六郎 1955 「朝鮮語」 市河三喜・服部四郎編『世界言語概説・下巻』 pp. 357-439 研究社 東京
 田村 宏 1981 「『訓民正音』表記にみられる抽象性二題」 『九大言語学研究室報告』 第2号 pp. 14-19